

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 6 月 22 日

水 曜 日

号 外

目 次

議会規則

○富山県議会傍聴規則の一部を改正する規則 1

告 示

○換地処分 2

○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 2

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 3

規 則

富山県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 6 月 22 日

富山県議会議長 大 野 久 芳

富山県議会規則第 2 号

富山県議会傍聴規則の一部を改正する規則

富山県議会傍聴規則（昭和61年富山県議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「 170 人」を「84 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（議・議事課）

告 示

富山県告示第305号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成28年 6 月14日県営公害防除特別土地改良事業黒部 2 次地区天神新換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成28年 6 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第306号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営田川地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営田川地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年 6 月22日から

平成28年 7 月21日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）の変更については、土地改良法第87条の 3 第 6 項で準用する同法第87条第 6 項の規程に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画の変更については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和 37年法律第 139号）第14条第1項の規程に基づき、この計画が変更されたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこ

と)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が変更された日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年6月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
新園アルプ薬局	富山市新庄町158番地1-2	精神通院医療		平成28年6月1日

富山県告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年6月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
やくとファー マシー 大島	射水市赤井39	精神通院医療		平成28年6月1日